台大日本語文研究第 7 期
2004 年 12 月，頁 25~52
本文 2004.9.30 收稿，2004.10.26 通過刊登

從教育基本法修改議論的歷史發展來看戰後日本教育改革的變化

陳 文媛*

摘 要

衆所皆知、日本的教育方法自戰後有巨大的改變。戰後的教育改革即是全面否定戰前「教育勅語」所揭示的軍國主義・國家主義等意識形態、重新確立以「教育基本法」爲主的和平主義・民主主義的新的教育理念。可是戰後已過半世紀、在迎接 21 世紀的今日、日本開始從各領域來回顧省察戰後的日本、重新模索新的改革。教育當然也不例外。日本政府在「重新檢討戰後教育」的口號下、修改「教育基本法」的議題再次提出、受到各方的關心和矚目。

日本 21 世紀的教育理念和教育方針隨著「教育基本法」的修改將會有什麼樣的變化呢？又將會給日本社會帶來什麼樣的影響呢？本文首先對「教育基本法」的歷史意義和特徵做一探討、以釐清「教育基本法」的真正精神所在。同時、對照修改教育基本法議論的是與非、以明白日本戰後教育改革的變化。

關鍵詞：教育改革、教育基本法、中央審議會、臨時教育審議會、
教育改革國民會議

臺灣大學學術期刊資料庫

* 景文技術學院應用日語系專任講師

Examining the Changes in Post-war Educational Reform in Japan—From a Historical view of the controversy on the revision of “The Fundamental Law of Education”

Chen, Wen-yuan*

Abstract

It is widely recognized that the education system in Japan since World War II has undergone dramatic changes. As a reaction to the “Imperial Rescript on Education” advocated in the pre-war period, post-war educational reform has included an overall rejection of the kind of ideologies reflected in Militarism and Nationalism, and a further confirmation that new educational concepts such as the ones found in Pacifism and Democracy are to be adapted. While as of now, such reform has been put through for longer than half of a century. Japanese government starts to revisit and examine the outcome of the reform, and amid the reexamination, issues concerning the revision of “The Fundamental Law of Education” are vehemently brought up again.

What changes in educational concepts and principles would this revision of “The Fundamental Law of Education” bring for the 21st century Japan? What impact would it make on the Japanese society? This article first attempts to pinpoint the spirits behind “The Fundamental Law of Education” so as to examine its historical meaning and significance. Controversy on the revision is also cross-referenced in order to explicate the changes in post-war educational reform in Japan.

Key words: The Fundamental Law of Education, Central deliberation meeting, Ad Hoc Council on Education, Reform-of-the-educational-system people meeting

臺灣大學學術期刊資料庫

* Jin Wen Institute of Technology, Applied Japanese

教育基本法改正論の歴史的な展開から見る戦後日本教育改革の変化

陳 文媛*

要　旨

周知のように日本の教育のあり方は、敗戦後の教育改革により大きく転換した。この戦後の教育改革とは、戦前の教育勅語の示す軍国主義．国家主義的なイデオロギーにより、皇国民を錬成する制度の主旨であった教育勅語体制を否定し、新たに「教育基本法」による平和．民主主義．基本的人権の理念に基く新しい教育のあり方を確立するものであった。しかし、戦後半世紀が経過し、21 世紀を迎えた現在、政治．経済などのさまざまな領域で、「戦後の日本」を振り返り新たな「改革」を模索する動きが加速化している。教育も、その例外ではない。日本政府は「戦後教育を見直す」というスローガンの下で、教育基本法見直し（改正）の議論を重ねてきた。現在、戦後の日本教育全体を法的に規定してきた教育基本法が、改正という挑戦を受けているのである。

21 世紀を担う子どもたちの教育理念や教育方針がどう変わるのかは、教育基本法改正の動きと共に教育関係者や保護者の関心を一層高いものにしている。教育基本法の改正の動きが彼ら教育関係者．保護者にとって、ひいては日本の社会全体にとって、どのような意味や影響をもつのであろうか。本論では、まず教育基本法の歴史的な意義と特徴について考え、戦後日本教育の理念としての教育基本法の精神を探究したい。またこれに基いて改正論議の是非を対照し、以って戦後日本教育改革の変化を明らかにしたい。

キーワード：教育改革、教育基本法、中央審議会、臨時教育審議会、教育改革国民会議

臺灣大學學術期刊資料庫

* 景文技術学院應用日語系專任講師

教育基本法改正論の歴史的な展開から見る戦後日本教育改革の変化

一、はじめに

周知のように日本の教育のあり方は、敗戦後の教育改革により大きく転換した。この戦後の教育改革とは、戦前の教育勅語の示す軍国主義．国家主義的なイデオロギーにより、皇国民を錬成する制度の主旨であった教育勅語体制を否定し、新たに「教育基本法」による平和．民主主義．基本的人権の理念に基く新しい教育のあり方を確立するものであった。しかし、戦後半世紀以上が経過し、21 世紀を迎えた現在、政治．経済などのさまざまな領域で、「戦後の日本」を振り返り新たな「改革」を模索する動きが加速化している。教育もその例外ではない。日本政府は「戦後教育を見直す」というスローガンの下で、教育基本法見直し（改正）の議論を重ねてきた。現在、戦後の日本教育全体を法的に規定してきた教育基本法が、改正という挑戦を受けているのである。

2001 年 11 月、文部科学大臣は中央教育審議会[1]において「新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方ついて」と題する諮問を行った。一年後の 2002 年 11 月には、教育基本法のあり方を審議している中央教育審議会が「抜本的な見直しが必要」との中間報告を提出した[2]。さらに 2003 年 3 月 20 日、中央審議会は、教育基本法の「改正」の提案を軸とする「教育改革」の答申を文部科学大臣に提出した。

この動向に対し、日本全国 264 の市町村議会によって、改正に反対したり、慎重な対応を求めたりする意見が可決された。一方、早期改正を求める意見書は、神奈川、滋賀、茨城、岡山、愛媛の 5 県議会と滋賀県草津市などの 4 市町村議会で可決された。改正に反対

[1] 教育に関する文部大臣の最高諮問機関。教育．学術．文化に関する基本的重要施策について調査審議し、建議する。1952 年設置。略称、中教審。
[2] 中国新聞　社説　2002 年 11 月 16 日

臺灣大學學術期刊資料庫

する意見書を可決したのは、金沢市（教育基本法の理念を生かした教育改革を求める意見書)、高知市など 154 市町村。北九州市（教育基本法見直しで国民的議論を求める意見書について)、福島市（教育基本法についての国民的議論を求める意見書)など 121 市町村は「憲法と同様に国民的議論を経て慎重に結論をだすべきだ」などとして、より慎重な対応を求める意見書の両方を可決した[3]。

21 世紀を担う子どもたちの教育理念や教育方針がどう変わるのかは、教育基本法改正の動きと共に教育関係者や保護者の関心を一層高いものにしている。教育基本法の改正の動きが彼ら教育関係者. 保護者にとって、ひいては日本の社会全体にとって、どのような意味や影響をもつのであろうか。本論では、まず教育基本法の歴史的な意義と特徴について考え、戦後日本教育の理念としての教育基本法の精神を探究したい。またこれに基いて改正論議の是非を対照し、以って戦後日本教育改革の変化を明らかにしたい。

二、教育基本法の歴史的意義と特徴

教育基本法は日本の敗戦と占領という困難な状況下において、1947 年 3 月 21 日に自由主義的知識人、日本政府関係者、及び占領軍当局の努力によって誕生した。教育基本法見直しの論争について触れる前に、まず教育基本法の歴史的意義. 特徴ついて考えてみる。

（一）教育勅語に代わる「教育宣言」

1946 年教育刷新委員会で、まず教育勅語をどうするかという議論が行われ、そして教育勅語に代わる教育の根本を示す法律を作ろうということで、教育基本法の論議が始まる。ここでの議論は、この教育基本法に関しては田中耕太郎、安倍能成、南原繁、務台理作、森戸辰男、城戸幡太郎といった人たちが文部大臣として、あるいは教育刷新委員として教育の根本をどう考えるか、当然戦前の教育をどう反省するかという議論を重ねていき、そして教育基本法をつく

臺灣大學學術期刊資料庫

[3] 教育基本法見直し意見書　http//www.cc.matsuyama-u.ac.jp

ることになるのである[4]。

例えば、この教育基本法が審議される過程で幣原喜重郎が、この時には国務大臣で吉田茂首相の代理として挨拶をしているのであるが、「今回の敗戦を招いた原因は煎じつめますならば、要するに教育の誤りに因るものと申されなければなりません。従来の形式的な教育、帝国主義、極端な愛国主義の形式というものは将来の日本を負担する若い人、これを養成する所以ではありません。我々は過去の誤った理念を一擲し、真理と人格と平和を尊重すべき教育を、教育本来の面目を発揮しなければならないと考えます」と述べていた[5]。教育基本法の制定は、このように過去の教育に対する深い反省と結びついていたのである。

教育基本法制定において注目すべきは、教育に関する基本理念および原則を法律という形式で定めた点である。すなわち、旧来の教育勅語を中心とする勅令主義から、国民の意志を反映する法律主義へと転換したのである。

教育基本法の構成は、前文と 11 条からなって、戦後日本教育の基本的事項を定めた法律である。

前文：

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

普通の法律には「前文」を置くことはまれだが、教育基本法はと

[4] 宇沢弘文『日本の教育を考える』岩波書店 2001 年 189－210 頁
[5] 堀尾輝久『教育基本法はどこへ』有斐閣新書 1989 年 23、24 頁

臺灣大學學術期刊資料庫

くに上記のような「前文」を置いている。第 1 段で憲法の制定にともなう民主的で文化的な国家の建設が教育の力にまつことを述べ、今後の教育の方向を示し、第 2 段では期待される人間像と教育のあり方を宣言し、第 3 段で教育基本法の位置づけをしている。

この前文を読んでみるだけで、教育基本法が教育勅語とはまったくちがっていることがわかる。教育勅語は、「教育の淵源」を「忠孝」に求め、全体が天皇中心の国家主義的な規範によって貫徹されていたのに対して、教育基本法にあっては、「人格の完成」を目的としているのである。また、「民主的で文化的な国家」の建設、「世界の平和と人類の福祉」への貢献という理想を教育の力によって実現しようとするとともに、「個人の尊厳」を重んじることがうたわれている。以下の各条項では教育の機会均等と義務教育の無償、公の性質をもつ学校のあり方、全体の奉仕者としての教師の身分の保障、社会教育の奨励、良識ある公民たるに必要な政治教養や宗教への寛容な態度の尊重などが挙げられ、さらに、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」（第 10 条）ことが示され、教育行政はこの自覚に立ち、目的遂行に必要な条件整備を行うべきことが規定された[6]。全文は教育の目的（1 条）、教育の方針（2 条）、教育の機会均等（3 条）、義務教育（4 条）、男女共学（5 条）、学校教育（6 条）、社会教育（7 条）、政治教育（8 条）、宗教教育（9 条）、教育行政（10 条）、補則（11 条）からなる。

ごく短い法律ではあるが、戦後の教育体制においてきわめて重要な役割を果たしてきた。教育基本法は、制定後すでに 50 年をこえ、国民の間に定着している。単なる法律というよりも、戦後教育の理念を端的に表現した一種の教育宣言ともいえる。

（二）日本国憲法と密接不可分な「教育憲法」

教育基本法のもう一つの特徴は日本国憲法の理想の実現は根本に

臺灣大學學術期刊資料庫

[6] 資料「教育基本法」1947 年 3 月 31 日公布

おいて、教育の力にまつという考えにたって作成されており、準憲法的性格をもっているということである。

1946 年 11 月 3 日、主権在民．平和主義．基本人権の尊重を 3 本柱とする日本憲法が公布された。新憲法は、第 26 条に典型的な教育条項として、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と示し、教育を受ける権利が国民の権利として規定された。この新憲法の精神に則った最初の教育立法で、戦後教育の根本理念を示したものが、教育基本法である。

前文に書かれているように、教育基本法は、日本国憲法の理想の実現は「根本において教育の力にまつべきもの」という考え方のもと、「日本国憲法の精神」にのっとって、「教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため」に作られたというものである。また、内容面でも、憲法に書き込まれてもおかしくないようなことが定められている。

例えば、教育基本法第三条（教育の機会均等）と日本国憲法第十四条「法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界」、教育基本法第四条（義務教育）と日本国憲法第二十六条「教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償」、教育基本法第九条（宗教教育）と日本憲法第二十条「信教の自由、国の宗教活動の禁止」など、教育基本法の条文は日本国憲法と密接に関連している。

また、教育基本法第 11 条（補則）で「この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない」と述べられているように、教育基本法は理念であると同時に他の教育法令を統括する位置にある法律であることがわかる。教育基本法制定以後、学校教育法（1947 年）、教育委員法（1948 年）、社会教育法（1949 年）など戦後の主要な教育立法が新設されていった。

このことから、教育基本法は、「準憲法的」または「教育憲法」ともいうべき法律であると理解されてきた。そのため、教育に関する

臺灣大學學術期刊資料庫

その他の法律を制定．解釈．運用するときにも、「できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならない」と、最高裁．旭川学力テスト事件判決でも述べられている[7]。形式上はほかの法律と平等だが、教育基本法としてそこに書かれていることが常に尊重されなければならないのである。

三、教育基本法改正論の歴史的な展開

前述したように戦前の教育への反省とともに、日本国憲法と密接な関係を伴って制定された教育基本法は、戦後教育の基本的なあり方を定めたものである。しかし、教育基本法はアメリカに押し付けられたという議論と、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」をうたうなど、日本国憲法の精神を反映しているが、「普遍的すぎ、祖国の観念に欠ける」などの批判が制定直後からあった。ここでは、戦後の歴史を遡って、日本政府における教育基本法を見直す論議の展開を歴史的に考察をしてみる。

（一）5、60 年代からの改正論の主張

教育基本法について、戦後しばらくはそれをめぐる議論の構図は安定してはいなかった。教育基本法の改正論議の先端をつけたのは、1949 年に当時の吉田茂首相が私的諮問機関の「文教審議会」を設置し、「今後の教育上、留意すべき点は愛国心、独立心の涵養としつけの徹底である」（小．中学校長懇談会の発言）との方向で教育綱領ないし教育宣言を作成しようとしたことに始まる[8]。また、1951 年に文部大臣天野貞祐が祝日の行事には国旗掲揚、「君が代」斉唱が望ましいと語り、続けて修身科の復活、国民道徳の基準を作る必要があるとして、「国民実践要領」を作った。これは天野勅語と呼ばれているが、批判も強く、文部大臣在任中には発表することができなかった[9]。

臺灣大學學術期刊資料庫

[7] 「学力調査裁判旭川事件」最高裁大法廷判決大判 1976 年 5 月 21 日
[8] 梅根悟『世界教育史大系 3 日本教育史Ⅲ』講談社 1979 年 133 頁
[9] 山住正己『日本教育小史』岩波書店 1992 年 186 頁

1955 年には、左右社会党の統一と自由民主党の結成によって「五五年体制」が成立し、冷戦の激化によるアメリカの対日政策の転換に伴い、自由民主党が教育基本法の改正を打ち出した。そして、1956 年、鳩山一郎内閣が「臨時教育制度調査会設置法案」を国会に提出したとき、当時の清瀬一郎文部大臣は、教育基本法が「日本国に対する忠誠」や「家族内の恩愛の感情」などを掲げていないという理由で教育基本法の見直しを提言した。これは「戦後教育基本法を改める必要がある」と文相として始めて公言したものである[10]。続いて、1960 年に荒木万寿夫文部大臣が、「日本人の誇り」が不十分であることと教育基本法は占領軍の押し付けだとして見直しの必要性を主張している[11]。これも護憲を唱える革新政党や世論の強い批判によって廃案になった。

その後、また歴代文部大臣が教育勅語が有効であると発言するようになってきている。戦後の改革期のことを考えると、ある意味ではこれは必然性をもっているのである。60 年代のもう一つ重要な視点は、この時期の日本は高度経済成長期に入り、経済界の教育要求が国家を媒介として教育政策に貫徹することである。経済政策への教育政策の従属という変化の中で、教育政策決定における経済審議会の比重が大きくなった。特に注目されたのは 1966 年に中央審議会が、教育基本法に代わるものとして「期待された人間像」という教育の理念を出したことである。

「期待される人間像」は「第一部　当面する日本人の課題」と「第二部　日本人にとくに期待されるもの」からなっており、第二部には「個人として」「家庭人として」「社会人として」「国民として」期待される徳目が列記されている。さらに「日本国の象徴たる天皇を敬愛することは、その実体たる日本国を敬愛すること」に通じ、「このような天皇を日本の象徴として自国の上にいただいてきたところに、日本国の独自な姿がある」として「天皇を敬愛すること」が望

[10] 大内裕和『教育基本法改正論批判』白澤社 2004 年 40 頁
[11] 大内裕和『教育基本法改正論批判』白澤社 2004 年 40 頁

臺灣大學學術期刊資料庫

ましい日本人の徳性として、また国民意識を統合する理念としてあげられていた[12]。この時期に「天皇を敬愛することが日本国家を愛することにつながる」ということを主張すると同時に、日本の経済が高度成長し、市場を海外に求める。特に東南アジア等々への積極的に進出していく時期と重なっているわけで、企業への忠誠心とを重ねる論議がでてきている。こうして大国主義的な愛国心の視点が「期待される人間像」の中には加わっている。

戦後教育基本法に盛られている教育の理念では国の忠誠心などの教育がないので当時の指導者層がこのような理念を出した。とくに日本の伝統、その中心には天皇制があるが、天皇への敬愛の念を中心にした伝統的な愛国心において欠けるところがあったので、これを強調する必要があるという問題意識も歴代の文部大臣の口を通して強調されたのである。しかしながら、こうした主張は世論の理解を得られず、教育基本法見直し論はしばらく棚上げされた形になった。

（二）臨教審答申と「教育基本法の精神」

60 年代以後再び教育基本法改正が大きな議論となったのは中曽根康弘首相が「戦後教育の総決算」の具体策として 1984 年に臨時教育審議会を設置した時期である。臨教審は「社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性に鑑み、教育基本法の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため、総理府」に設置された[13]。そこで「教育基本法の精神」とは何かが激しい論議になった。この点について臨教審委員の杉原誠四郎（城西大学教授）は「史実としては教育基本法は教育勅語の強い肯定の上に制定された」ことを強調している。彼が教育基本法制定当時、教育基本法と教育勅語を補完併存の関係として捉えられていたことが、

臺灣大學學術期刊資料庫

[12] 堀尾輝久『教育基本法はどこへ』1989 年 有斐閣新書 142－143 頁
[13] 「臨教審設置法」1984 年 8 月 8 日

当時の政府．文部省の公的見解により明らかであると主張した[14]。

実は、臨教審委員の中には教育の目的に「宗教心」、「国を愛する心」、「伝統文化の尊重」などを主張し、教育基本法改正を主張する委員を多くしていた。例えば、臨教審第一部会長天谷直弘は「二十一世紀日本は衰亡するか－確固たる自我に基づく規律がなければ国家は滅びる」というテーマで「戦後、教育勅語の権威は否定されてしまった。教育勅語に代わるものとして、教育基本法が制定されたけれども、残念ながらそれは教育勅語あるいは徳川時代の四書五経のもっていたような権威や説得力をもちあわせていない。」と述べた。彼によると、今日の日本では、絶対神も天皇も孔子も伝統も、善悪の問題に関して人々を心服させるほどの権威を有していない。このようにして合意された価値と規範によって統合されなければ、国家として民族としてのアイデンティティを喪失するのである[15]。

また、勝部真長（お茶の水女子大学名誉教授）も「教育基本法の精神」は「教育勅語の精神」を前提としており、「教育勅語の精神は温存しようと努めていたのである。それが断絶されたのは、日本人の主体性においてでなく、あくまでも占領軍の巧妙な圧力により、議会で排除決議に追い込まれ、これが既成事実」となったからであると指摘している[16]。

これに対して、東京大学教授.堀尾輝久は違った意見を提出した。かれは、日本教育学会のシンポジウムで「臨教審は従来よりいっそう挑戦的な形で教育基本法問題に取り組もうとしている」「戦後の教育学、教育法学の発展の中で学会では通説的に位置づけられてきた教育基本法解釈に対して、大きな挑戦になってくる」「日本教育学会がこれから力を結集し、教基法のどういう解釈が立法精神に即し、

[14]杉原誠四郎「教育基本法制定の意味づけ」『臨教審と教育基本法』1986 年至文堂 71－74 頁
[15]長天谷直弘「二十一世紀日本は衰亡するか」『臨教審と教育基本法』1986 年至文堂 43 頁
[16]高橋史朗「解説－臨教審と教育基本法」『臨教審と教育基本法』1986 年至文堂 102 頁

臺灣大學學術期刊資料庫

しかも教基法の精神を発展させることになるのかを、深刻に考えるべき時期にきている。」と力説している。「教育基本法を守るとは…まず第一に、その立法の時点に返って、立法者意思に即して解釈するという法解釈の原則的な視点が必要だ」と強調している[17]。一方、日教組も 1986 年 2 月 20 日に総理府で発表した「教育改革提案ヒアリング．提案要旨」において、「教育基本法は…これら戦後教育改革の理念は、現在は勿論のこと、未来にわたって普遍的なものであることを疑う余地はない。」と主張し、1985 年 6 月 26 日に発表された臨教審第一次答申に対しては、「教育基本法を大きく歪曲」「教育基本法の解釈を変質するねらいをもつファッショ」と厳しく批判した[18]。

結局、臨教審はその設置法の「教育基本法の精神に則り」という歯止めによって教育基本法の改正に踏み込むことはなかった。教育を含む「戦後教育の総決算」をめざした中曽根康弘首相でさえ、当時の森善朗文部大臣も、国会で「教育基本法を見直す考えはない」と答弁したのである。そして臨教審の改革提言においては、「教育荒廃などを含む戦後教育の現状を見ると、…『自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成』という教育基本法の精神が必ずしも尊重されてこなかったことを示している」[19]と述べるとともに、「教育基本法の精神をわが国の教育土壌にさらに深く根付かせ、２１世紀に向けてこの精神を創造的に継承．発展させ、実践的に具体化していく必要がある」[20]と明記している。このように臨教審答申は、戦後教育において「教育基本法の精神が必ずしも尊重されてこなかった」として、その精神を根付かせ、継承．発展させ、具体化していくためには、とりわけ「個性重視の原則」を教育の全分野に、貫徹させる教育改革が不可欠であるとしたのである。

---

[17]高橋史朗「日教組の教育基本法評価の変遷と臨教審」『臨教審と教育基本法』1986 年至文堂 80、81 頁
[18]高橋史朗「日教組の教育基本法評価の変遷と臨教審」『臨教審と教育基本法』1986 年至文堂 79 頁
[19]第二次答申．第一部．第四節、1986 年 4 月
[20] 第四次（最終）答申．第一章の三、1987 年 8 月

臺灣大學學術期刊資料庫

（三）90 年代から改正論の活発化

90 年代に入ってから、歴史－とくに戦争の歴史をめぐる議論が焦点となり、1995 年「自由主義史観研究会」が成立され、1997 年にこの研究会を中心に「新しい歴史教科書をつくる会」が誕生した。1999 年 8 月 9 日には「国旗及び国家に関する法律」が参議院本会議で成立された。一方、教育現場では「学級崩壊」、「学力低下」、「少年犯罪の凶悪化．低年化」などの問題が注目され、議論にも影響を与えている。

教育基本法見直しの動きは、つまりこのような社会背景としてあらためて活発化してきた。中曽根康弘元首相は 1997 年 4 月 17 日に、次のような発言を通し、教育基本法を改正する理由を述べた。「現在の教育基本法は昭和 22 年、マッカーサー司令部が日本解体を進めている時に米国の教育使節団が来て、それを受け入れてつくられたものであった。故に中身を見ると、人類、平和、民主主義という言葉があるが、国家、民族、文化、歴史、家庭という言葉はない。言い換えれば、当時、マッカーサー元帥はどの国でも通用するような教育基本法を勧告として日本に与えた」[21]。中曽根元首相が教育基本法見直し論を活発に唱え始めるとともに、自民党や自由党内に教育基本法見直しのための勉強会が設置されている。

1999 年 8 月に自民党教育改革実施本部は「教育基本法等研究グループ」を発足した。その趣旨として森山真弓本部長は次のように発言した。「基本法は立派だが、内容は万国共通。日本人としての自覚を持つような文が盛り込まれていない」。具体的には「日本の文化．伝統を重んじるようなものをいれたい。今、日本人らしいルールが必要だと思う」と語って、教育基本法は改正されるべきだと考える[22]。

教育基本法制定後 52 年を経た 1999 年、小渕恵三首相は改めて教育基本法の「見直し」を唱え始めた。1999 年 9 月、小渕恵三首相のもとで、自民、自由、公明の三党が教育改革国民会議の設置で合意

[21]読売新聞 1997 年 4 月 17 日
[22] 毎日新聞 1999 年 10 月 18 日

臺灣大學學術期刊資料庫

した。半年後、2000 年 3 月、首相の私的諮問機関である教育改革国民会議が初会合を開き、小渕首相が「戦後教育の総点検を」要請した。

（四）教育改革国民会議から改正の動きの本格化

教育改革国民会議は 2000 年 3 月 27 日の第一回会議以来、四回の全体会議を開催し、教育の現状や戦後の教育改革などについて議論を行った。その後、第一分科会－人間性、第二分科会－学校教育、第三分科会－創造性の三つの分科会を設け、それぞれの課題の検討を進めた。第一分科会では教育基本法の改正が必要であるとう意見が大勢を占めた[23]。続いて、2000 年 12 月に教育改革国民会議は最終報告を提出した。その中で「新しい時代にふさわしい教育基本法を」で次のように言っていた。

> 日本の教育は、戦後五十年以上にわたって教育基本法のもとで進められてきた。この間、教育は著しく普及し、教育水準は向上し、わが国の社会．経済の発展に貢献してきた。しかし教育基本法制定時と社会状況は大きく変化し、教育のあり方そのものが問われていることも事実である。これからの教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など人類普遍の原理を大切にするとともに、情報技術、生命科学などの科学技術やグローバル化が一層進展する時代を生きる日本人をいかに育成するかを考える必要がある[24]。（略）

教育改革国民会議はこのような立場から、新しい時代にふさわしい教育基本法には、次の三つの観点が求められるようになる。

（1）新しい時代を生きる日本人の育成。

（2）伝統．文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくこと。

（3）これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基

[23] 河上亮一『教育改革国民会議で何が論じられたか』2000 年　草思社出版 157－163 頁

[24] 資料「教育改革国民会議報告－教育を変える 17 の提案」2000 年 12 月 22 日

臺灣大學學術期刊資料庫

本法の内容に理念的事項だけではなく、具体的方策を規定すること[25]。

二年後、中央教育審議会（鳥居泰彦会長）が 2002 年 11 月 14 日、教育基本法の見直しについて中間報告を遠山敦子文部科学相に提出した。報告は冒頭で「現代の社会は権利と義務、個と公のバランスを欠き、倫理観やマナーが軽視された」と批判した。その中で「二十一世紀を開くたくましい日本人を育成するため、基本法を抜本的に見直す」として、教育基本法の全面改正を求めている[26]。

この中間報告から改正理由を読み取ると、大まかに、以下のポイントがあげられる。

（1）国民の自信喪失、モラル低下と、そうした状況下で続発する少年犯罪や、学級崩壊など教育危機の克服。

（2）個人の尊厳を重んじるあまりに起きた「公意識」の欠如に対する修正。

（3）現条文にはない愛国、愛郷心、伝統文化を尊重する心の涵養。

（4）グローバル化、国際競争時代など社会変容への積極対応。

以上の内容から見ると、それらが概ね先の教育改革国民会議の内容を踏襲したものだとわかるが、約一年後、2003 年 3 月 20 日、中央教育審議会は、教育基本法を改正すべしという答申を出した。答申は「はじめに」において、「審議会では、まず、教育改革国民会議の提言を踏まえながら、わが国の教育の現状と課題、これからの教育の目標、今後の教育改革の基本的方向について議論を行った」と述べている[27]。最初に「教育の現状と課題」について検討し、教育の現状が危機的であり、いじめや不登校など深刻な問題などを改正の理由として、「二十一世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指し、現行法の基本理念を踏まえつつ、新たに「公共」

[25] 資料「教育改革国民会議報告－教育を変える 17 の提案」2000 年 12 月 22 日
[26] 資料「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中間報告）2002 年 11 月 14 日
[27] 資料「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（答申）2003 年 3 月 20 日

臺灣大學學術期刊資料庫

の精神、道徳心、自立心の涵養や、日本の伝統．文化を尊重、郷土や国を愛する心などを盛り込むことを求めた。

2004 年 6 月 20 日に自民、公明両党が教育基本法を全面的に見直すことで合意した。改正案づくりの指針となる中間報告を公表し、1947 年の制定以来初めての改正に向けて大きく動きだした[28]。中間報告は、新基本法を現行法より七カ条多い十八条と前文とする構想である。教育が目指すものとして、現行法の掲げる「人格の完成」を残した上で「伝統文化の尊重」や「公共精神の重視」を盛り込み、「家庭教育」「幼児教育」「大学教育」「私学教育の振興」など現行法制定後の環境変化に対応した項目も追加された。ただ「愛国心」をめぐる表現は一致しなかった。それため「伝統文化を尊重し、郷土と国を愛し、国際社会の平和の発展に寄与する態度の涵養」という自民党案と、この「国を愛し」の部分だけを「国を大切にし」と変えた公明党案の二つを併記した。その調整は参院選後に持ち越されることとなった。

四、教育基本法見直し論の批判と問題点

以上見てきたように、教育基本法見直し論は、すでに 1950 年代おいて政策的な問題であったし、政治の議論としては、今日まで続いている。教育基本法の改正が初めて具体的な政治日程にのぼるという時にあたり、諸研究分野における教育基本法にかかわる研究は一層活気立った。それらの研究から見ると、違った考え方、見方がされることによって教育基本法のとらえ方もずいぶん違ってくることがわかる。ここでは教育基本法改正論の批判と問題点について考えてみる。

（一）教育基本法の正統性の主張

この答申に対しては、多くの反対論者が「改正しなければならない理由が明確でない」という疑問を表明し、教育基本法を今と明日

臺灣大學學術期刊資料庫

[28] 朝日新聞 2004 年 6 月 20 日

の教育の根本に位置づけなければならないと主張した。彼らは、教育基本法に「個人の尊厳」と「人格の完成」が掲げられた教育の目的は、人類共通の普遍的な教育理念を示すものである。したがって、普遍的な教育理念が時代あるいは社会に対応しきれなくなったという本末転倒した発想であり、問題を抱える現状を改善するために再び普遍的な教育理念に立ち返ることが追求されるべきであると考える。

彼らにとっては、教育基本法制定以来、歴代の政府．文部省は教育基本法を軽視し、その精神を空洞化してきたということである。この結果、今日、学校は荒廃し、学級は崩壊し、教師は疲労している。政府．文部省は、この教育荒廃の原因を教育基本法に求め、その改正を政争のものにしようと考えていたのかもしれないとも思われる。また、教育基本法の改正が直ちに今日の教育の諸問題の解決に直結するわけではない。教育の再生のためには、まず教育の諸課題を一つ一つ点検し、国民や子供の現状を正面に据えて、改善策を考えていくという地道な作業が必要であると考えられる。

教育基本法が時代遅れだとよく言われているが、しかしながら、1989 年に国際連合に採択された「子供の権利条約」では教育基本法の理念とぴったり重なる内容が掲げられていた。その 29 条 1 項では、教育の目的として次ぎの五つが掲げられている[29]。

（１）子供の人格．才能等の全面的発達
（２）人権．基本的自由等の尊重の発達
（３）自他の文化．言語．価値観等の尊重の発展
（４）理解．平和．寛容．男女平等．友好の精神に則った責任ある社会参加の実現
（５）自然環境の尊重の発展

どうしてこのような一致が生じたのであろうか。それは子供の権利条約もまた、教育基本法と同様に、第二次世界大戦のような悲劇

[29] 「子どもの権利条約」1989 年国連で採択され、すでに 191 カ国が加盟している「「世界の子ども憲章」である。日本も 1994 年同条約に加盟した。

臺灣大學學術期刊資料庫

を二度と繰り返さないという国際社会の強い意思を受け継いで作成されたものだからである。このように、子供の権利条約 29 条 1 項、そしてそれを反映している教育基本法こそが「グローバル．スタンダード」（国際標準）なのであると考えられている。

さらに、必要に応じて教育基本法を補完．具体化する法律を制定することにより、教育基本法の理念をいっそう発展させていけることにも注意しなければならない（第 11 条）。最近の例としては、男女共同参画社会基本法（1999 年 6 月）や人権教育．啓発推進法（2000 年 12 月）を挙げることができる。教育基本法が掲げる普遍的な理念は、時代が移り変わっても色あせることはなく、むしろいっそうの輝きを発揮するようになる[30]。

（二）憲法改正の連動の恐れ

教育基本法は準憲法的性格をもつために、その見直し論は護憲か改憲かという対立を孕む政治的主題に直結している。護憲論者によると、教育基本法は、日本国憲法との深い関連性を持っていることが指摘されている。それは法律としては異例の前文をはじめ、各条文が日本憲法と密接に関連していることからも明らかである。このように憲法と教育基本法とが一体関係にあることから、一方の明文改正は容易に他方の改正へと連動するのである。だから、教育基本法改正は憲法改正への地ならしという意味を持っているといわれている。

確かに、近年政治日程に上がってきた教育基本法改正と憲法改正についての動きは、年表で整理してみると関連が深いことがわかる。憲法調査会と教育改革国民会議の発足、憲法調査会による中間報告と中教審の中間報告がそれぞれほぼ同時であり、憲法改正と教育基本法改正が並行して進んでいるように見える。

2000 年 1 月　憲法調査会発足

2000 年 3 月　教育改革国民会議発足

臺灣大學學術期刊資料庫

[30] 資料「教育基本法 Q&A」http://www.jtu-net.or.jp

2000 年 12 月　教育改革国民会議最終報告
教育基本法の改正と教育振興基本計画の推進が盛り込まれる。
2001 年 11 月　文部科学省「新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方」についての審議を中央教育審議会に一年を目途に諮問する。
（戦後初めての諮問）
2002 年 11 月　衆院憲法調査会が中間報告書を提出する。
2002 年 11 月　中央教育審議会から中間報告書が出される。
2003 年 3 月　中央教育審議会から答申がだされる。

また、教育基本法見直し論の内容は、憲法規範を変える、まさしく実質的改憲を意味することになる。例えば、新しい教育目的．理念の導入は国家の価値、中立性の原理や思想．良心．信教の自由の保障に反する。そして、新自由主義に基く能力主義．競争主義原理の導入は教育における平等を破壊する。また教育行政の改変は、教育の自主性．自律性を脅かすものであると批判されている。

このような教育基本法の位置付けを踏まえると、教育基本法改正を要求する人たちの中に改憲論者が多いこともうなずけられる。日本政界の表面では憲法論議が激しいように見えるが、憲法をあげつらう政治家からは深い思索の跡は伝わっていない。個人の尊厳．人権尊重．民主主義．平和主義という日本国憲法の理念に意見がある改憲論者は、まず教育基本法改正を突破口として将来的な改憲を狙っているのではないかと考えられるのである。

（三）日本人と愛国心の強調と再び国家主義への連結

教育基本法改正の焦点の一つは、「愛国心」の問題である。政府は国を愛する表現は戦前の国家主義を連想させる憂いがあるので、「自分の文化、郷土、国を愛すること」を出したのである。また、改正教育基本法の新しい理念として「たくましい日本人の育成」や「日本の伝統．文化の尊重」などが取り上げられた。愛国心について、

臺灣大學學術期刊資料庫

憲法の保障する思想や良心の自由と対立するという指摘がこれまでなされてきた。日本人の強調もまた民族意識とつながり、日本人以外の国民や外国人を異質なものとして排除する精神を培うおそれがあり、国際化との整合性も問われている。

福岡県では 2002 年から 67 の市立小学校で、六年生社会科の評価項目の一つとして「愛国する心情」「日本人としての自覚」を三段階で評価、通知表に記載している。朝日新聞の調査では、こうした評価を取り入れた公立小学校が全国十一府県の百七十二校に達している[31]。これに対して、佐藤学．東京大学教授は「個人の内面を国家がコントロールする『心の管理社会』が始まりつつある」と指摘している[32]。

国旗．国歌法制定の時、日本政府は「心の中に立ち入って押し付けるものではない」と説明した。しかし、最近の入学．卒業式では事実上の強制が広がっている[33]。特に教育基本法に「郷土や国を愛する心」や「公共の精神」などの理念が書き込まれれば、それらは学校教育法、社会教育法、学習指導要領などの改正につながることによって教育現場をも拘束し、国家に対する忠誠心が全国の子供に強制されていく心配があると思われる。基本法改正が「愛国心」の押し付けにつながり、教育現場が混乱する可能性も否定できない。さらに、「日本人の育成」や「国を愛する心」のねらいが有事法制を整備するための国家のために尽す国民を育てるというものであれば、戦前の国家主義を想起せざるを得ない。

（四）教育基本法に掲げられた教育理念の改変

中央教育審議会は現行教育基本法から「個人の尊厳」「人格の完成」、「平和的な国家及び社会の形成者」という言葉を取り出し、「たくましい日本人の育成」という教育基本法にない教育目的を持ち出した。

---

[31] 沖縄タイムス社説 2003 年 5 月 7 日
[32] 沖縄タイムス社説 2003 年 5 月 7 日
[33] 高橋哲哉、大内裕和、三宅晶子、小森陽一編『教育基本法改正に抗して』2004 年岩波書店

臺灣大學學術期刊資料庫

さらに、教育基本法に「個人の自己実現と個性．能力．創造性の涵養」という新らしい理念も挙げられおり、これについて中教審答申では具体的施策として次のようなものが挙げている。

（１）才能を伸ばす機会の確保

（２）習熟の程度等に応じた補充的．発展的な学習の充実

（３）語学、理数、技術等、特定の専門分野に重点を置いた教育の推進

（４）少人数指導や習熟度別指導など個に応じたきめ細かな指導を推進して､分かる授業を行い､学ぶ意欲を高めるとともに、楽しい学校生活を実現する[34]。

このように才能に重点をおく能力主義的な教育政策が数多く提起されている。これは、現行の教育基本法前文にある「個人の尊厳」や第一条（教育の目的）にある「個人の価値」とは異なった意味を持つものである。

現行法の下においては、個人の尊厳が国政の最高原理として位置づき､国家は個々の人間によるそれ自身の幸福追求を尊重し､かつ、それを可能ならしめる条件を整備する義務を負う。つまり個人が目的として、そして、国家はその目的に貢献する手段として位置づけられる。しかしながら、中央審議会答申の想定する「新しい時代」とは「東西の冷戦構造崩壊後」の「世界規模の競争が激化」する時代、つまり経済のグローバル化時代のことである。教育はグローバル化した大競争の時代を勝ち抜くための国家戦略の一貫として位置づけられているわけである。大競争を勝ち抜くために、個人の尊重から国家による人材養成へと教育目的が移行する。そして、グローバル化に対応していくために、国際的競争に耐えうるだけの能力を身に着けるとともに日本人としてのアイデンティティを強固に保って国家利益を最優先させる人材を育成しようとすることになる。

臺灣大學學術期刊資料庫

[34]資料「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（答申）2003 年 3 月 24 日

五、おわり

以上見てきたように、教育基本法をめぐる戦後教育の反省、批判は、決して新しいものではない。危機とか深刻といわれる学校教育の現実や青少年の現状を憂い、「教育基本法を変えなければいけない」と感じる人もいるし、同じ現実を見て、「教育基本法を更に実質化させていかなければならない」と感じている人もいる。あるいは内外の政治経済の現状などから判断して、日本国憲法をはじめ戦後体制を支えてきた教育基本法も改正しなければならないと考えている人もいるし、それとまったく逆に考えている人もいる。このように教育基本法改正問題はさまざまな立場や角度から議論されているが、それはどれが正しくてどれが間違いかという問題というよりも、「なぜ今改正なのか」という疑問の声である。

教育基本法改正論を歴史的に見てきたように、5、60 年代と 80 年代の試みは「改正」を目的とはせず、教育基本法の枠組みの中に国策遂行的要素を滑り込ませようとするものであった。これに対して、21 世紀に入ると、国民教育会議において教育基本法への本格的な取り組みが始まり、内容の「改正」が目的とされてきたのである。その背景にあるのは、21 世紀初頭に起こった「九．一一」の同時多発テロに始まる国際情勢の大きな変化である。アメリカのブッシュ大統領は 21 世紀はテロに対する戦争の世紀だといったが、アジア．太平洋地域の秩序維持を分担している日本でもこの問題をさけることはできない。90 年代には、社会主義体制の崩壊によって国際的に孤立した北朝鮮が核兵器の開発を進め、周辺に大きな脅威を与えるようになるなど、東アジアでは、まだ冷戦は終わっていないのである。個人の自由や平等を謳い文句にした戦後の民主主義には、個人の自由の解放や、価値観の多様化に重きをおくあまり、日本国外の情勢変化に対応しきれなくなったと考えられたのである。

私は今回の改正案で「日本人」、「愛国心」などを言い出したのは、日本政府の一部が上述した国際社会の変化の下で日本国の国家としての統合に危機感を感じたがゆえに、国を愛する心を改正案に盛り

臺灣大學學術期刊資料庫

込んでいく必要があると考えるに至ったからだと思われる。だから、これらの要素を盛り込んだ教育基本法をつくろうとしているのである。与党の中でこの「愛国心」の盛り込みに反対していた公明党も、2004 年 6 月に「自分の文化、郷土、国を愛することができない人間に、他の国家、民族を愛する心は生まれないのは事実」と、方針を変えて、自民党案に理解を示した[35]。

しかし、愛国心の強調は有事法制[36]を整備し、国家のために尽くす国民を育てる疑いがあり、戦前の国家主義を連想させ、戦前の教育勅語に逆戻りだという反発も強く現れている。戦後、教育勅語から教育基本法の転換によって、国家から個人へと移行した教育の目的が、再び国家へと回帰していることが懸念されているのである。「郷土や国を愛する心」や「伝統．文化の尊重」が教育基本法改正論の問題点として批判されることが多いが、この点で最も問題とされているのは、法律によってそれらの内容が規定され、社会規範として国家から個人に対してそれらが強制されることにある。つまり、国家にとって必要な人材の資質として「日本人」、「郷土や国を愛する心」、「伝統．文化の尊重」などの望ましいあり方が定められ、それに適合するように個々人に強制されることについてである。教育基本法が権力を拘束する規範としての役割から、個々人を拘束するものへと転換していくことに対する反発の声は大きい。

一方、経済のグローバル化を背景にした教育改革は、まず教育基本法の理念を転換しなければならない。中央審議会答申が前提としている国際社会における日本の役割は、現在の教育基本法の前提としているものとは大きく異なることも分かる。前者はあくまで国際競争に勝ち抜くために必要な人材を育成するものであり、国家と結びつけられているのに対して、後者はあくまで一人一人の権利と結びついているのである。これは教育基本法理念の根本的な転換を意

[35] 朝日新聞 2004 年 6 月 24 日
[36] 有事法制は戦時法制であり、日本が国家として戦争をするとき、政府、国民、自衛隊、米軍等がどのように行動するかを規制する法律である。

臺灣大學學術期刊資料庫

味している。

中教審答申のなかでは、教育基本法改正論に対する批判．警戒への配慮もあるのか、「現行の教育基本法に定める普遍的な理念は今後とも大切にしていく」ということが繰り返し述べられている。しかし、個人の尊重から国家による人材養成への教育目的の移行、また平和主義に基く国際社会への貢献から 21 世紀の国際情勢に対応したグローバルな秩序維持のための役割を担うことを目的とした教育理念の構築、という変化は、戦後の教育基本法理念の根本的な転換を意味しているといってよいであろう。

以上見てきたように、日本の教育改革は、戦後半世紀を経ながら、議論が重ねられてきた。現在、教育基本法が制定された当時とでは、国際情勢と社会状況は大きく変化し、グローバル化などの新しい動向の中で、時代にふさわしい教育のあり方が求められている。教育基本法の改正の動きが本格化しつつある中で大切なのは、教育基本法が本来有している民主主義の精神がその改正の議論において十分発揮されなければならないということであり、日本政府が国民により一層理解を得られるよう努力を続けるということであろう。日本は戦後一つの民主主義国家のモデルとして東南アジアから注目されており、教育基本法改正論が今後どのような決着を図るのか、その結果に皆の関心が集まっている。

臺灣大學學術期刊資料庫

参考文献

大内裕和（2004）『教育基本法改正論批判』白澤社

高橋哲哉、大内裕和、三宅晶子、小森陽一編（2004）『教育基本法改正に抗して』岩波書店

山口二郎（2004）『戦後政治の崩壊』岩波書店

増田孝雄．武田晃二（2004）『今あらためて教育を問う』地歴社

日本の教育改革有識者懇談会（2004）『なぜいま教育基本法改正か』ＰＨＰ研究所

田沼朗．野々垣務．三上昭彦編集（2003）『いまなぜ教育基本法の改正か』国土社

浪本勝年．中谷彪（2003）『教育基本法を考える』北樹出版

宇沢弘文（2001）『日本の教育を考える』岩波書店

下村哲夫（2001）『教育改革と 21 世紀．日本の教育』教育開発研究所

河上亮一（2000）『教育改革国民会議で何が論じられたか』草思社出版

堀尾輝久（1997）『現代社会と教育』岩波書店

山住正己（1992）『日本教育小史』岩波書店

堀尾輝久（1989）『教育基本法はどこへ』有斐閣新書

杉原誠四郎（1986）「教育基本法制定の意味づけ」『臨教審と教育基本法』至文堂

長天谷直弘（1986）「二十一世紀日本は衰亡するか」『臨教審と教育基本法』至文堂

高橋史朗（1986）「解説－臨教審と教育基本法」『臨教審と教育基本法』至文堂

高橋史朗（1986）「日教組の教育基本法評価の変遷と臨教審」『臨教審と教育基本法』至文堂

梅根悟（1979）『世界教育史大系３日本教育史Ⅲ』講談社

臺灣大學學術期刊資料庫

参考資料

資料「教育基本法見直し意見書」

資料「教育基本法」1947 年 3 月 31 日公布

資料「臨教審設置法」1984 年 8 月 8 日

資料「教育改革国民会議報告－教育を変える 17 の提案」2000 年 12 月 22 日

資料「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中間報告）2002 年 11 月 14 日

資料「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（答申）2003 年 3 月 20 日

資料「子どもの権利条約」

資料「教育基本法 Q＆A」

臺灣大學學術期刊資料庫